平成２６年（フ）第１０００号
大阪府池田市畑１丁目11番１号
債務者　原田貴世子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１２号
大阪市北区長柄東１丁目１番11―1205号
債務者　原田　節子（旧姓峰本）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８４号
大阪市西成区千本南２丁目16番25―106号
債務者　山田　幸二
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５７号
大阪市東淀川区東中島３丁目２番２―202号
債務者　澤　　秀喜
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２２号
大阪市西区西本町１丁目11番１―706号
債務者　田村かをる
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４９号
大阪市鶴見区今津南４丁目６番10号
債務者　馬場　　肇
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３５号
大阪府守口市大日町２丁目19番３―105号
債務者　竹内　俊彰
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４６号
大阪市住吉区墨江４丁目６番４号
債務者　武田　敏雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２９号
大阪市西区立売堀５丁目６番22―502号、前住所大阪市福島区福島５丁目17番33号
債務者　西田小百合（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６２号
大阪市住吉区清水丘１丁目18番17号
債務者　竹内　英子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６４号
大阪市平野区平野南３丁目８番16号　アメニティ・イ―302
債務者　鈴木千代子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８２号
大阪市住吉区苅田６丁目７番27号　アビコエクセルハイツ105号
債務者　大西　好江
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２７号
大阪府豊中市寺内１丁目１番36―403号
債務者　寺脇　　守
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５７号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番６―306号
債務者　川口　星美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８７号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目１番29―903号
債務者　石田世里子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５号
島根県出雲市斐川町直江4594番地１　エクセルコート斐川Ｄ
債務者　伊藤　久志
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４６号
島根県出雲市斐川町直江4594番地１　エクセルコート斐川Ｄ
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第９６号
和歌山市黒田245番地の15　ユタカ荘203号室
債務者　上須　将弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係